

市民参加実施予定シート

予 定
平成27年4月1日時点

担当課(財産活用課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	今後の公共施設のあり方についての計画	市が考える市民等への影響	(メリット) 自治体経営やまちづくりに貢献する公共施設等のあり方と方向性について市民と情報共有することで、より効率的かつ効果的な資産経営を図ることができる。
名称	公共施設等総合管理計画		(デメリット) 特になし
概要	平成26年4月22日に総務省からすべての自治体に対し、保有するすべての公共施設・インフラ等の保有状況、将来コストの見込みとこれらに対する基本的な方針を記す「公共施設等総合管理計画」の策定要請があった。本市では公共施設等総合管理計画検討委員会を設置し、「民間にできることは民間で」のコンセプトのもと、保有する施設総量が全国平均の約半分である特長を生かす総合管理計画(案)を策定し、実践的な資産経営を図る。		

(1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1)軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2)緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項		
<input checked="" type="checkbox"/> 審議会等	H27.5.末～H27.7.末			公共施設やインフラを対象とした計画であるが、施設に設置するアンケート等では意見が利用者に偏ってしまうおそれがあるため、ふだんは公共施設等をあまり利用しない市民等も含めてできるだけ幅広い声を聞いていくことを考え、行財政改革審議会への諮問及びパブリックコメントを手法として選択する。	
<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント手続	H27.6.21～7/20	全市民等			
<input type="checkbox"/> 意見交換会					
<input type="checkbox"/> 公聴会					
<input type="checkbox"/> 政策提案制度					
<input type="checkbox"/> その他					

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成26年度			平成27年度											平成28年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
				←→ パブリックコメント											
				←→ 行財政改革審議会											

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
審議会等	H27.4.末	内容の専門性が高いこと、本年度策定作業が進められている行財政経営戦略プランとの関係が深いことから行財政改革審議会への諮問へ変更(タウンミーティングから審議会へ変更)			
パブリックコメントの時期	H27.4.末	策定作業が早まったため、時期を前倒ししたもの(H27/8からH27/6へ変更)			